

# 令和2年度 事業計画

## I 基本方針

少子高齢化が急速に進展する中で、全国的に人手不足問題が課題となっていることから、地域経済の活力を維持するうえで、高齢者が年齢にかかわらず就業し、能力を発揮できる環境づくりが求められており、高齢者の多様な就業機会の確保と提供を行うシルバー人材センターの社会的重要性はますます高まっています。

当センターにおきましては、「会員の増加と就業機会の確保」を重点課題として、入会の促進と就業開拓を推進し、引き続き、会員の増強と受注拡大に努めます。

また、新たな取組みとして、センター会員を対象とした「会員入会促進キャンペーン」を実施するとともに、事務所での説明会の実施及び出張説明会の開催数を増やして入会希望者の利便性の向上に努める等、入会説明会の強化を図ります。

会員の「安全就業」を推進するため、就業中の事故や通勤に伴う交通事故の防止に向けて定期的にパトロール等を実施し、会員の就業時の安全確保と健康管理の喚起に取り組めます。

今後もセンターを取り巻く環境は変化をしていくものと考えられますが、事業の理念である「自主・自立、共働・共助」を念頭に、活力ある高齢者の地域活動拠点として、高齢者の社会参加や能力活用、就業機会の拡大を積極的に推進します。

そして、公益社団法人として、社会的使命を果たしていくために、日進市など関係機関との連携強化を図り、本事業計画を推進してまいります。

## II 事業実施計画

### (1) 就業機会の確保と組織的提供事業（請負、委任）

- ①地域社会の日常生活に密着した、高齢者にふさわしい仕事「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業」を、一般家庭・公共団体・事業所等から請負又は委任により引き受け会員に提供する。
- ②会員の自主・自立的な組織活動と共働・共助による就業を推進し、地域班及び職群班を中心に、自主・自立的な組織活動を展開するとともに、新会員の獲得や就業分野の新規開拓を行う。

## (2) 会員の拡大

- ①入会の促進するため、希望者が入会し易いよう説明会の充実を図る。
- ②センター会員を対象とした「会員入会促進キャンペーン」を実施する。
- ③女性会員の強化のため、女性向けの講座・講習の開催などを通じ、女性会員確保に向けた取り組みを推進する。

## (3) 指定管理事業

- ①高齢者生きがい活動施設の管理運営を通じて、高齢者の就業機会を提供するとともに、健康の増進と社会交流を図る。

## (4) 有料職業紹介事業（雇用）

- ①「臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る雇用」を希望する高齢者に対して就労機会を提供する有料職業紹介事業を実施する。

## (5) 労働者派遣事業（派遣）

- ①シルバー事業における高齢者の多様な働き方の一つとして、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」の範囲で行う労働者派遣の推進をし、就業機会の拡大を図る。
- ②就業機会の提供をするため、システムを使用して効率化を図るとともに派遣事務所の適正な労務管理を行うための実施体制の整備強化を図る。

## (6) 知識及び技能の付与を目的とした講習の実施事業

- ①剪定や草刈機の取扱い等、就業に関する技能講習を実施し、会員の知識と技能の向上を図り、技能を要する職種の就業会員の増強に努めます。
- ②会員の事故防止や安全就業に関する講習会等を実施する。また、会員の顧客対応への姿勢と意識の向上を図るため、接遇研修等を実施する。

## (7) 調査研究及び相談事業

- ①全国シルバー人材センター事業協会、愛知県シルバー人材センター連合会、尾東地区シルバー人材センター事務連絡協議会との連携強化を図り、情報を把握するとともに市及び関係団体とも連携を密にして、事業の発展拡充のための調査研究を行う。
- ②調査研究として、先進シルバー人材センターへの視察研修を実施する。また、発注者の意向・要望を就業への反映のため、発注者に対して意向調査等を実施する。
- ③入会を希望する高齢者を対象にした入会説明会の充実を図り、シルバー事業の基本や就業規約等の理解・促進を図る。また、就業前に研修等を実施し、適時適切な知識・情報等の提供を行う。

## (8) 安全・適正就業推進事業

- ①安全適正就業委員による就業先へのパトロールを実施し、就業会員への安全就業基準の徹底を図るとともに、安全適正就業委員を中心に組織的な安全対策を図る。
- ②安全標語の募集や安全ニュース等を配布し、安全意識の高揚を図る。
- ③職群別の安全研修会を実施する、また職群班での安全啓発を行い、安全就業基準の浸透を図る。
- ④ヘルメット等安全保護具の着用と機械器具の日常点検の徹底を図る。
- ⑤健康管理のため健康診断の受診等への積極的な参加を推奨する。

## (9) センターの活動等について周知を図る事業

- ①市広報誌、ホームページ及びパンフレット等により、本事業への理解と協力、入会促進や受注拡大を図るため積極的な普及啓発を行う。
- ②シルバー人材センター事業の公益性や目的など周知を図るため、シルバー宣伝用のチラシ等を作成し、会員等による配布・口コミによるPR活動を行う。
- ③シルバー人材センターの普及啓発の一環として、市内の美化を目的とした「奉仕活動」等のボランティア活動等を実施する。また、子どもの安全を見守る「子ども安全見守り隊」等のボランティア活動の推進をする。
- ④市民まつりなど、地域の行事、イベント等を活用した広報活動を継続実施する。

## (10) 事業推進体制

- ①シルバー人材センター組織の機能強化を進めるため、総会、理事会、各委員会（安全適正就業・普及啓発・広報）、の活性化と効率化を目指し、「自主・自立」の活動の推進を図る。
- ②会員相互に共働・共助の精神及び連帯意識の高揚を図るとともに、職群班会議を開催し、共通する仕事内容の情報交換し、職群班の整備と自立化を図る。
- ③業務を適正に執行するため、職員体制を強化するとともに、職員の意識啓発と資質の向上に必要な研修を実施し、継続的な業務の改善に努め、理事会を中心とした組織運営と職場環境の整備を図ります。

## (11) その他事業

- ①現在行っている、「子ども用品リサイクルあいさ」や「子どものおさらい教室」・「シルバーカルチャー講座」などの独自事業の充実を図る。また、ホームページでの事業紹介、チラシの配布等で各事業をPRし、市民への周知及び受注拡大に努めます。